

全体実施設計要綱（昭和54年 3 月20日付け54構改D第131号構造改善局長・畜産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第1 趣 旨 全体実施設計は、土地改良事業計画（国営総合農地防災事業のうち土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の4の規定に基づく申請によらない事業にあつては、緊急防災等工事計画。以下同じ。）及び地すべり防止事業基本計画における工事計画に係る詳細な設計であつて、これに基づき直ちに工事に着手できるような精度を有するものを作成して、事業着手後の総事業費の著しい変動を防止し、事業の円滑な進展に資することを目的とする。 第2 対象事業 全体実施設計を実施する事業は、別表第1「土地改良事業における全体実施設計の対象事業」及び別表第2の「農地保全に係る地すべり等防止事業における全体実施設計の対象事業」のとおりとする。 <u>ただし、別表第1のうち、法第87条の4の規定に基づく申請によらない事業の実施地区については、全体実施設計の実施を省略することができる。</u> 第4 全体実施設計の承認 1 (略) 2 都道府県営事業 (1) 都道府県営事業については、都道府県知事が全体実施設計を行い、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）の承認を受けるものとする。 この場合、都道府県営干拓事業にあつては、都道府県知事は、当該承認申請に当たって当該事業に係る公有水面埋立権の取得その他の権利関係の調整がすべて完了した旨の書面及び併行事業がある場合にあつてはそのほか<u>法第87条の2第3項に定める3分の2以上の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。</u>	第1 趣 旨 全体実施設計は、土地改良事業計画（国営総合農地防災事業のうち土地改良法第87条の4の規定に基づく申請によらない事業にあつては、緊急防災工事計画。以下同じ。）及び地すべり防止事業基本計画における工事計画に係る詳細な設計であつて、これに基づき直ちに工事に着手できるような精度を有するものを作成して、事業着手後の総事業費の著しい変動を防止し、事業の円滑な進展に資することを目的とする。 第2 対象事業 全体実施設計を実施する事業は、別表第1「土地改良事業における全体実施設計の対象事業」及び別表第2の「農地保全に係る地すべり等防止事業における全体実施設計の対象事業」のとおりとする。 第4 全体実施設計の承認 1 (略) 2 都道府県営事業 (1) 都道府県営事業については、都道府県知事が全体実施設計を行い、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）の承認を受けるものとする。 この場合、都道府県営干拓事業にあつては、都道府県知事は、当該承認申請に当たって当該事業に係る公有水面埋立権の取得その他の権利関係の調整がすべて完了した旨の書面及び併行事業がある場合にあつてはそのほか<u>土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の2第3項に定める3分の2以上の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。</u>

(2) (略)
3 (略)

(2) (略)
3 (略)

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。